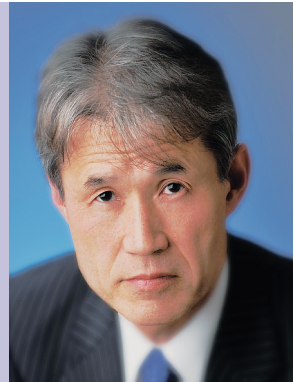


Chairman's
Voice

ASBJ における最近の 国内会計基準の開発状況

ASBJ 委員長 にしかわ いくお
西川 郁生



企業会計基準委員会（ASBJ）における国内の会計基準の開発については、東京合意において2011年6月までの解決を目指した既存の差異に関するプロジェクトのうち、無形資産と企業結合（ステップ2）の2つのプロジェクトの議論が、2011年6月末時点で公開草案にも至らなかったことや、国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）のMoUプロジェクトに関するプロジェクトについては、金融商品などのプロジェクトが先方で進捗遅れになっている影響を受けるなど、一般的にスローダウンの状況にあった。

そのような中、単体検討会議（2010年9月に公益財団法人 財務会計基準機構（FASF）に設置され、2011年4月に報告書を取りまとめた単体財務諸表に関する検討会議の略称）に関連するテーマといわれる無形資産、企業結合、退職給付、包括利益の4基準については、2012年の年明けから順次議論を開始したところである。これらの基準が、単体検討会議の報告等を踏まえれば、企業会計審議会で行われている我が国における国際会計基準（IFRS）適用のあり方の議論と切り離して、個々に基準化に向けた議論が可能であると判断されたためである。

本稿では、年明け以降のASBJのそれらの議論の進捗に加え、実務対応専門委員会の新た

な役割についてまとめてみる。

退職給付プロジェクト（ステップ1）

最初に成果が出たのは、退職給付プロジェクト（ステップ1）に関してであり、本年5月に最終基準を公表するに至った。公開草案は2010年3月に公表されたが、本プロジェクトも連結財務諸表と単体財務諸表をそれぞれどう扱うべきかという問題を抱えているということから、市場関係者の意見集約に努め、時間をかけて解決を図ってきたものである。

最大の論点は、未認識項目を貸借対照表で即時認識する点であり、連結財務諸表においては、早い段階から合意が得られていた。個別財務諸表については、検討の末、当面の間、従前の扱いを継続することとした。これは、年金法制や分配可能額への影響の可能性等から市場関係者の合意形成が十分図られなかったことによる。

次の論点として開示の拡充があり、確定給付制度に係る事項の開示を拡充している。これらの改訂項目の適用時期は、2013年4月1日以降に開始する事業年度末として、期首からの早期適用も認めた。

3つ目の論点が、退職給付債務及び勤務費用

の計算方法である。これには、退職給付見込み額の期間帰属方法の見直しが含まれ、従来の期間定額基準に加え、給付算定式基準を加えた。給付算定式基準はIAS第19号において求められる方法であり、企業によって連単で二重計算が必要となることがないよう手当てしたものである。これに割引率と予想昇給率を加えた計算方法の規定に関しては、2014年（実務上困難な場合は2015年）4月1日以降に開始する事業年度から適用とし、早期適用も認めた。

包括利益の表示

包括利益の本表表示に関しては、「包括利益の表示に関する会計基準」を2010年6月に既に公表済みだったが、当該基準において、個別財務諸表への適用は、基準公表から1年後を目途に判断すると明記したことから、その判断を行う基準改正が必要であった。

結論的には、個別財務諸表については、当面的適用しないこととなり、実務は公表前と変わらないこととなった。また、検討対象であった包括利益計算書（1計算書方式の場合は、損益及び包括利益計算書）の名称についても、今回の改正では行わないこととしている。この他、組換調整の注記における金利スワップの特例処理や為替予約の振当処理についての考え方を整理している。

なお、このように特段の実質的改訂はないが、次に記述する企業結合プロジェクトの議論において、「当期純利益」を、少数株主持分に係る利益を含んだものに変更する議論を行っており、その結論によっては、企業結合会計基準の改正に伴う改正の可能性がある。

企業結合（ステップ2）

のれんの非償却処理の議論は、単体検討会議の報告やアジェンダ・コンサルテーションのコメントに取り上げたことを踏まえ、当面、現行の償却処理を維持する方向である。それ以外の項目で今回議論すべきこととされていたものは、少数株主持分に係る利益を含む当期純利益、少数株主との取引に係る会計処理、取得関連費、暫定的な会計処理、子会社に対する支配の喪失、全部のれん、企業結合に係る特定勘定及び偶発負債、条件付取得対価などがある。遅延しているプロジェクトの結論を得るためにも、これらのうち、対象を絞って議論を進め、その他のものは、今回の基準改正の対象外として継続検討することで合意している。前述の少数株主持分に係る利益の扱い（連結当期純利益の指す意味の変更）取得関連費、暫定的な会計処理などは対象となる方向である。ただし、改正のいかんにかかわらず、親会社に係る当期純利益の重要性は引き続き強調されるべきものであると考えている。

また、支配の喪失は、段階取得の処理との整合性から取り上げるべきという声があがっているが、ステップ1の結論にステップ2のそれを合わせるだけでよいか議論が必要になるものと考ええる。

無形資産

主要な論点である社内開発費の資産計上は、単体検討会議の報告やアジェンダ・コンサルテーションのコメントに取り上げたことを踏まえ、当面、現行の費用処理を維持する方向である。これ以外の論点に関して基準化を図るべきか、あるいは特定の項目に関する指針を作成す

るべきか検討中である。論点には、無形資産の定義及び認識要件、耐用年数が確定できない無形資産の取扱い、借地権、仕掛研究開発の個別買入れ、繰延資産の取扱いがある。

実務対応専門委員会

ASBJの議論は、東京合意以降、コンバージェンスを中心に据えた議論が多かったため、国内基準の実務上の疑問や新たな取引等への対応が、必ずしも十分に行えず、実務対応専門委員会も休止という状況にあった。実務の課題への対応を再び強化するには、FASFの内部組織であり、ASBJのアドバイザー・ボードである基準諮問会議でのテーマ提言の機能を活性化することと併せて検討する必要があった。本年7月の基準諮問会議において、テーマ提言のフ

ローを明確にする中で、基準レベルでなく、実務対応レベルのテーマについては、必要に応じて実務対応専門委員会がテーマ内容を評価した上で、提言の要否を諮問会議で決めることが合意された。

これを受け、実務対応報告の原案の作成のみならず、テーマ提言に当たっての評価機能も担うものとして実務対応専門委員会を再組成することとなったものである。最初のテーマ候補として日本版ESOPが評価項目となっているが、この専門委員会がうまく機能するよう努めていきたい。

最後になるが、ASBJ/FASFは昨(2011)年夏に設立10周年を迎えており、10年史刊行の作業が、1年余りをかけ、大詰めを迎えている。本年秋に刊行の見通しであり、資料として価値のあるものとなることを期待している。